

別表第3 令第12条第1項第3号に定めるクレーンの性能検査の方法

検査項目	検査の方法	判定基準
1 外観検査	(1) 構造部分について、次の事項を確認する。 ① 著しい変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、超音波探傷器、超音波厚さ計等により確認する。	クレーン構造規格（平成7年労働省告示第134号。以下この表において「構造規格」という。）第1条第3項及び第13条の規定に適合していること。
	② 溶接部分、ボルト穴等の割れ等の状態を、目視、ハンマリング、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第50条及び第51条の規定に適合していること。
	(2) ケーブルクレーンの控えの緊結状態等を、目視、距離測定装置等により確認する。	構造規格第16条の規定に適合していること。
	(3) つり上げ装置及び起伏装置のブレーキ、走行ブレーキ及び横行ブレーキについて、目視、距離測定装置等により、設計上のものが用いられていることを確認するとともに、ブレーキライニング、ドラム面等に著しい摩耗がないか等ブレーキの維持管理状況を確認する。	構造規格第17条から第19条までの規定に適合していること。
	(4) ドラム等について、つり上げ装置等の作動に支障となる摩耗等の状態のほか、ワイヤロープ等の取付状況について、目視、距離測定装置、超音波探傷器、ハンマリング等により確認する。	構造規格第20条から第23条までの規定に適合していること。
	(5) 安全装置、電気機器等について、適切なものが取り付けられているか、目視、距離測定装置、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	構造規格第24条から第32条まで及び第33条の2から第38条までの規定に適合していること。 過負荷防止装置を要するジブクレーンの過負荷防止装置が型式検合格品であること。
	(6) 附属部分について、附属部分の劣化等の状態を目視、距離測定装置等により確認する。	構造規格第39条から第49条までの規定に適合していること。
	(7) ボルト、ナット、ねじ等の接合状態を、ハンマリング等により確認する。	構造規格第52条の規定に適合していること。
	(8) つり上げ装置又は起伏装置に用いるウインチの設置状況を、目視等により確認する。	構造規格第53条の規定に適合していること。

	(9) ワイヤロープ及びつりチェーンについて、不適切なものが用いられていないか、目視、鋼索用磁気探傷器等により確認する。	構造規格第 54 条から第 55 条の 2 までの規定に適合していること。
	(10) フック、リフティングマグネット等のつり具の維持管理状況を、目視、距離測定装置、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	フック、リフティングマグネット等のつり具に損傷等がないこと。 このうちリフティングマグネットの部材に断線及び損傷がないこと並びに取付状態が適切なこと。
	(11) クレーンの設置場所等について、建設物等との間隔、基礎部分の傾斜等の状態を、目視、距離測定装置、水準器等により確認する。	クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「クレーン則」という。）第 13 条から第 15 条までの規定に適合していること。 走行クレーンのレール等に著しいゆがみ等がないこと。
	(12) 定格荷重の表示状況を確認する。	構造規格第 56 条第 1 項の規定に適合していること。
	(13) 銘板の記載内容を確認する。	構造規格第 56 条第 2 項の規定に適合していること。
2 動作試験	(1) 無負荷で巻上げ、巻下げ、走行、横行、旋回、起伏、引込み及び押出しの運動を定格速度により可動範囲全域について行い、次の事項を確認する。この運動は 2 回以上行う。運転の方式が複数であるクレーンにあっては、それぞれの方法の動作を確認する。 ① 異常な振動、衝撃、音響等の有無 ② ブレーキの作動状態（ブレーキの制動トルク及び操作に要する力量については申請者の測定データを参考にすることができる。） ③ 安全装置等の調整状態及び作動状態 ④ リフティングマグネット及びグラブバケット等の作動状態 ⑤ 逸走防止装置の作動状態	構造規格第 13 条、第 17 条から第 19 条まで、第 23 条から第 25 条第 1 項まで、第 26 条、第 30 条から第 32 条まで、第 34 条第 2 項、第 35 条、第 36 条第 1 項及び第 39 条から第 41 条までの規定に適合していること。 クレーン則第 18 条及び第 19 条の規定に適合していること。

	(2) 安全装置のうち巻過防止装置又は巻過ぎを防止するための警報装置について次の事項を確認する。この確認は2回以上作動させて行う。 ① 巻過防止装置にあつては、フック、グラブバケット等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シーブの上面とドラム、シーブ（エコライザーシーブを含む。）、トロリフレームその他当該上面が接触するおそれのある物（傾斜したジブを除く。）の下面との間隔の調整状態 ② 作動状態	
3 荷重試験	(1) 定格荷重に相当する荷重の荷をつつて、巻上げ、巻下げ、走行、横行及び旋回を各2回以上（複数の定格荷重を有するクレーンにあつては2以上の定格荷重ごとに2回以上）定格速度により行い、次の事項を確認する。 ① 異常な振動、衝撃、音響等の有無 ② ブレーキの作動状態（加速制御ブレーキにあつては、他のブレーキを開放したときの作動状態） ③ 構造部分の亀裂、変形及び損傷	構造規格第13条、第17条から第19条まで、第23条及び第33条の規定に適合していること。
	(2) ジブを有するクレーンの過負荷防止装置について、作動状態を確認する。この確認は2回以上作動させて行う。	構造規格第27条の規定に適合していること。
	(3) 天井クレーンのクレーンガーダについて、定格荷重に相当する荷重の荷をクレーンガーダのたわみに関して最も不利となる位置でつり上げ、当該クレーンガーダのたわみの状態を距離測定装置等により確認する。	構造規格第14条の規定に適合していること。
備考	(1) 発電所等に設置されているクレーンで試験荷重が準備できないため荷重試験を行うことができない場合は、定格荷重以下の荷重で性能検査を実施し、これに合格したときはつり上げ荷重に条件を付して合格とすることができる。行った定格荷重の荷重を超えて負荷する必要がある場合は改めて荷重試験を実施する。	

(2) 構造規格第 57 条の規定による適用の除外の認定を受けたクレーンについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。
--

別表第4 令第12条第1項第4号に定める移動式クレーンの性能検査の方法

検査項目	検査の方法	判定基準
1 外観検査	(1) 構造部分について、次の事項を確認する。 ① 著しい変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、超音波探傷器、超音波厚さ計等により確認する。	移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号。以下この表において「構造規格」という。）第12条の規定に適合していること。
	② 溶接部分、ボルト穴等の割れ等の状態を、目視、ハンマリング、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第38条及び第39条の規定に適合していること。
	(2) 下部走行体のブレーキ及びつり上げ装置等のブレーキについて、目視、距離測定装置等により、設計上のものが用いられていることを確認するとともに、ブレーキライニング、ドラム面等に著しい摩耗がないか等ブレーキの維持管理状況を確認する。	構造規格第17条から第19条までの規定に適合していること。
	(3) ドラム等について、つり上げ装置等の作動に支障となる摩耗等の状態のほか、ワイヤロープ等の取付状況について、目視、距離測定装置、超音波探傷器、ハンマリング等により確認する。	構造規格第20条から第23条までの規定に適合していること。
	(4) 安全装置等について、適切なものが取り付けられているか、目視、距離測定装置、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	構造規格第24条から第34条までの規定に適合していること。 過負荷防止装置を要する移動式クレーンの過負荷防止装置が型式検定合格品であること。
	(5) 操作部分等について、操作部分の表示、運転室の視野等を目視等により確認する。	構造規格第35条及び第36条の規定に適合していること。
	(6) 伸縮装置について、ジブの伸縮の状態を、距離測定装置等により確認する。	構造規格第37条の規定に適合していること。
	(7) ボルト、ナット、ねじ等の接合状態を、ハンマリング等により確認する。	構造規格第40条の規定に適合していること。
	(8) ワイヤロープ及びつりチェーンについて、不適切なものが用いられていないか、目視、鋼索用磁気探傷器等により確認する。	構造規格第41条及び第42条の規定に適合していること。

	(9) フック、リフティングマグネット等のつり具の維持管理状況を、目視、距離測定装置、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	フック、リフティングマグネット等のつり具に損傷等がないこと。 このうちリフティングマグネットの部材に断線及び損傷がないこと並びに取付状態が適切なこと。
	(10) 定格荷重の表示状況を確認する。	構造規格第 43 条第 1 項の規定に適合していること。
	(11) 銘板の記載内容を確認する。	構造規格第 43 条第 2 項の規定に適合していること。
	(12) 拡幅式のクローラを有するクローラクレーンで、クローラを最大限に張り出さない状態で定格荷重を有しないものに係る警告の表示及び内容を確認する。	構造規格第 43 条第 3 項の規定に適合していること。
2 動作試験	(1) 無負荷で巻上げ、巻下げ、起伏、旋回及び伸縮の運動を定格速度により可動範囲全域について行い、次の事項を確認する。この運動は 2 回以上行う。 ① 異常な振動、衝撃、音響等の有無 ② ブレーキの作動状態（ブレーキの制動トルク及び操作に要する力量については申請者が測定したデータを参考にすることができる。） ③ リフティングマグネット及びグラブバケット等の作動状態 (2) 安全装置のうち巻過防止装置又は巻過ぎを防止するための警報装置について次の事項を確認する。この確認は 2 回以上作動させて行う。 ① 巻過防止装置にあつては、フック、グラブバケット等のつり具の上面又は当該つり具の巻上げ用シーブの上面が接触するおそれのある物（ジブを除く。）の下面との間隔の調整状態 ② 作動状態	構造規格第 12 条、第 17 条から第 19 条まで、第 23 条から第 25 条第 1 項まで、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条及び第 37 条に適合していること。 クレーン則第 65 条の規定に適合していること。

	(3) 警報装置、傾斜角指示装置、前照灯等、起伏装置及び伸縮装置の巻過防止装置及びジブ倒れ止め装置の作動の状態を確認する。この確認は2回以上作動させて行う。	
3 荷重試験	水平堅土上（浮きクレーンにあっては平水面上）で、定格荷重に相当する荷重の荷をつつて、巻上げ、巻下げ及び旋回の運動を定格速度により行い、次の事項を確認する。アウトリガーを有するものにあってはアウトリガーを用いた状態及び用いない状態でそれぞれ運動を行う（アウトリガーを用いずに使用することがないものにあってはアウトリガーを用いない状態における荷重試験は行わなくとも差し支えない。）。これらの運動は2回以上（複数の定格荷重を有する移動式クレーンにあっては2以上の定格荷重ごとに2回以上）行う。なお、組立式ジブを有する移動式クレーンにあっては、通常使用するジブ長さにおいて確認することとして差し支えない。 ① 異常な振動、衝撃、音響等の有無 ② ブレーキの作動状態 ③ 過負荷防止装置の作動状態 ④ 構造部分の亀裂、変形及び損傷	構造規格第12条、第17条、第19条、第23条及び第27条の規定に適合していること。
備考	構造規格第45条の規定による適用の除外の認定を受けた移動式クレーンについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

別表第6 令第12条第1項第6号に定めるエレベーターの性能検査の方法

検査項目	検査の方法	判定基準
1 外観検査	(1) 構造部分について、次の事項を確認する。 ① 著しい変形等が生じていないか、目視、超音波厚さ計、超音波探傷器、ハンマリング等により確認する。	エレベーター構造規格（平成5年労働省告示第91号。以下この表において「構造規格」という。）第1条第4項及び第15条の規定に適合していること。
	② 溶接部分、ボルト穴等の割れ等の状態を、目視、ハンマリング、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第37条第3項及び第38条の規定に適合していること。
	(2) 昇降路、搬器等に変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、距離測定装置、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第16条から第23条までの規定に適合していること。
	(3) 昇降装置等の摩耗等の状態を、目視、ハンマリング、距離測定装置等により確認する。	構造規格第25条から第29条までの規定に適合していること。
	(4) 安全装置、電気機器等について、適切に取り付けられているか、目視、距離測定装置、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	構造規格第30条から第36条までの規定に適合していること。
	(5) ボルト、ナット、ねじ等の接合状態を、ハンマリング等により確認する。	構造規格第39条の規定に適合していること。
	(6) ワイヤロープ及び巻上用チェーンについて、不適切なものが用いられていないか、目視、鋼索用磁気探傷器等により確認する。	構造規格第40条及び第41条の規定に適合していること。
	(7) 銘板の記載内容を確認する。	構造規格第42条の規定に適合していること。

2 動作試験	(1) 無負荷で上昇及び下降の運動を定格速度により可動範囲全域について行い、次の事項を確認する。この運動は2回以上行う。 ① 異常な振動、衝撃、音響等の有無 ② 搬器の起動、昇降、停止等の作動状態 ③ 搬器の出入口の開閉状態、搬器内非常停止装置、戸閉め安全装置、ドアインターロックスイッチ、ドアロック及び搬器上の各種安全装置の作動状態 (2) 安全装置のうち调速機については、次の事項を確認する。この確認は2回以上作動させて行う。 ① 次の速度に達するときまでにガバナースイッチが切れること ・定格速度が0.75メートル毎秒以下のエレベーターにあつては1.05メートル毎秒以下 ・定格速度が0.75メートル毎秒を超えるエレベーターにあつては定格速度の1.3倍の速度 ② 次の速度に達するときまでにガバナークャッチが作動すること ・定格速度が0.75メートル毎秒以下のエレベーターにあつては1.14メートル毎秒以下 ・定格速度が0.75メートル毎秒を超えるエレベーターにあつては定格速度の1.4倍の速度 (3) (2)において、搬器の降下を停止させ、非常止め装置を作動させた後、搬器の降下の運転を行い、非常止め装置の機能を確認する。	構造規格第15条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第30条から第34条までの規定に適合していること。 クレーン則第149条の規定に適合していること。
---------------	---	--

3 荷重試験	積載荷重に相当する荷重の荷を載せて、上昇及び下降の運動を定格速度により2回以上行い、次の事項を確認する。 ① 異常な振動、衝撃、音響等の有無 ② 搬器の起動、昇降、停止等の作動状態 ③ 構造部分の亀裂、変形及び損傷	構造規格第15条、第17条、第20条、第25条及び第26条の規定に適合していること。
備考	構造規格第43条の規定による適用の除外の認定を受けたエレベーターについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

別表第7 令第12条第1項第8号に定めるゴンドラの性能検査の方法

検査項目	検査の方法	判定基準
1 外観検査	(1) 構造部分について、次の事項を確認する。 ① 著しい変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、超音波探傷器、超音波厚さ計等により確認する。	ゴンドラ構造規格（平成6年労働省告示第26号。以下この表において「構造規格」という。）第1条第3項及び第16条の規定に適合していること。
	② 溶接部分、ボルト穴等の割れ等の状態を、目視、ハンマリング、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第37条及び第38条の規定に適合していること。
	(2) 作業床等に変形等が生じていないか、目視、ハンマリング、距離測定装置、超音波探傷器等により確認する。	構造規格第18条から第20条までの規定に適合していること。
	(3) 昇降装置等のブレーキ及び走行ブレーキについて、目視、距離測定装置等により、設計上のものが用いられていることを確認するとともに、ブレーキライニング、ドラム面等に著しい摩耗がないか等ブレーキの維持管理状況を確認する。	構造規格第21条及び第22条の規定に適合していること。
	(4) ドラム等について、つり上げ装置等の作動に支障となる摩耗等の状態のほか、ワイヤロープ等の取付状況について、目視、距離測定装置、超音波探傷器、ハンマリング等により確認する。	構造規格第23条から第26条までの規定に適合していること。
	(5) 安全装置、電気機器等について、適切に取り付けられているか、目視、距離測定装置、絶縁抵抗計、電気計測器等により確認する。	構造規格第27条から第36条までの規定に適合していること。
	(6) ボルト、ナット、ねじ等の接合状態を、ハンマリング等により確認する。	構造規格第39条の規定に適合していること。
	(7) ワイヤロープ等について、不適切なものが用いられていないか、目視、鋼索用磁気探傷器等により確認する。	構造規格第40条から第43条までの規定に適合していること。
	(8) 走行レール、アウトリガー等の取付状態等を、目視、ハンマリング等により確認する。	著しい摩耗、損傷、変形等がないこと。

	(9) 積載荷重等の表示内容を確認する。	構造規格第 44 条の規定に適合していること。
2 動作試験	無負荷で巻上げ、巻下げ、走行、横行、旋回、起伏、引込み及び押出しの運動を定格速度により行い、次の事項を確認する。この運動は2回以上行う。ただし、下降のみに使用されるものにあつては下降の運動を許容下降速度により確認する。 ① 異常な振動、衝撃、音響等の有無 ② クラッチ及び各ブレーキの作動状態（ブレーキの制動トルクについては申請者が測定したデータを参考にすることができる。） ③ 安全装置の調整状態及び作動状態 ④ 逸走防止装置の作動状態	構造規格第 16 条、第 20 条から第 22 条まで、第 26 条から第 28 条まで、第 30 条、第 31 条及び第 34 条から第 36 条までの規定に適合していること。
3 荷重試験	積載荷重に相当する荷重の荷を載せて、上昇及び下降の運動を定格速度により行い、次の事項を確認する。この運動は2回以上行う。ただし、下降のみに使用されるものにあつては下降の運動を許容下降速度により確認する。 ① 安定度（転倒するおそれのないゴンドラは除く。） ② 異常な振動、衝撃、音響等の有無 ③ クラッチ及び各ブレーキの作動状態 ④ 構造部分の亀裂、変形及び損傷	構造規格第 16 条、第 21 条、第 22 条、第 26 条、第 30 条及び第 31 条の規定に適合していること。
備考	構造規格第 45 条の規定による適用の除外の認定を受けたゴンドラについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	